

103万円の壁がなくなるのですか？

経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答

103万円の壁がなくなるのですか？



リサ

パート社員のAさんから質問があったのですが、Aさんの配偶者Bさんが受けられる所得税の配偶者控除の制度が変わるのでですか。



サキ先生

いわゆる配偶者控除の103万円の壁について、平成29年度税制改正で配偶者特別控除とともに見直され、新しい制度は平成30年分以後の所得税について適用されます。

まず、話題になった103万円の壁について、お話しします。分かりやすくAさんを例にしますと、配偶者控除は、Aさんのその年の収入が給料収入のみの場合には、給与所得金額（給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額）が38万円以下であれば、Bさんが38万円（老人控除対象配偶者の場合は48万円ですが、今号では詳述しません）の所得控除が受けられる制度です。

したがいまして、Aさんの給与の収入金額が103万円である場合、給与所得控除額の65万円を差し引くと給与所得金額は38万円になり、Bさんは配偶者控除が受けられることになります。このため、配偶者控除が受けられる給与収入の上限として103万円の壁と言われてきました。



リサ

給与の収入金額が103万円を超えると控除は受けられないのですか。



サキ先生

Aさんの給与所得金額が38万円を超える、つまり給与収入が103万円を超えると、配偶者控除は受けられませんが、控除額38万円を上限に配偶者控除とは別の配偶者特別控除の適用があります。ただし、所得制限があって、Bさんの合計所得金額が1,000万円を超える場合は配偶者特別控除の適用はありません。

今回の改正では、配偶者特別控除の控除額38万円の対象となるAさんの給与収入の上限が105万円未満から150万円に引き上げられ、改正後は給与の収入金額が103万円を超え、150万円までは38万円の配偶者特別控除（Bさんの合計所得金額が900万円以下の場合）を受けられます。



リサ

給与の収入金額が150万円を超えると配偶者特別控除は受けられないのですか。



サキ先生

配偶者特別控除は受けられますか、AさんとBさんのそれぞれの合計所得金額に応じて控除額は遞減します。ただし、改正後はいずれの制度もBさんの合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用はありません。これまでお話しした改正後の制度の概要を表にまとめてみましたが、給与収入などによって適用される制度と控除額が異なりますので注意が必要ですね。

給与収入 (Aさん)	合計所得金額 (Aさん)	配偶者控除 (13・26・38万円)	配偶者特別控除 (1~38万円)	合計所得金額 (Bさん)
103万円の場合	38万円	38万円	—	900万円以下の場合
		26万円	—	900万円超950万円以下の場合
		13万円	—	950万円超1,000万円以下の場合
150万円の場合	85万円	—	38万円	900万円以下の場合
		—	26万円	900万円超950万円以下の場合
		—	13万円	950万円超1,000万円以下の場合

筆者紹介

野川悟志（のがわ・さとし）

1965年生まれ。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。

近著「免税店のはじめ方」（税務経理協会）、「経営に活かす 税務の数的基準」（共著、大蔵財務協会）、

「間違うと痛い！印紙税の実務Q&A」（共著、大蔵財務協会）など。

HPは [しながわ税経事務所](#) で検索。

